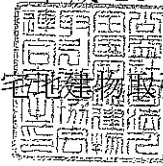


28 全宅連発政策 44 号

平成 28 年 11 月 15 日

都道府県協会長 殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



特区民泊の円滑な普及に向けたマンション管理組合等への情報提供について  
(周知の依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成 28 年 10 月 28 日に公布された改正国家戦略特別区域法施行令においては、国家戦略特別区域法の外国人滞在施設経営事業（いわゆる特区民泊）の滞在日数要件が 2 泊 3 日に緩和されるとともに、認定申請前の周辺住民への説明手続等が規程されたところです。

今般、国土交通省は、特区民泊の円滑な普及を図るため、上記の規程と区分所有法に基づき各マンションが作成している管理規約との関係について、推奨される対応と住宅所有者又は転貸人が認定事業者に住宅等を貸し出す際の留意点等を取りまとめました。

つきましては、関連資料を下記のとおり送付いたしますので、貴協会傘下会員方々にご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

○ 特区民泊の円滑な普及に向けたマンション管理組合等への情報提供について

国住マ第 40 号

国住賃第 23 号

国土動指第 61 号

※本件についての詳細・問合せ等は、

国土交通省HP『特区民泊の円滑な普及を図るための住宅・建築行政上の対応について』  
([http://www.mlit.go.jp/report/press/house06\\_hh\\_000136.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000136.html)) をご参照ください。

以 上